

— 翻 訳 —

1978年インディアン児童福祉法¹⁾

藤 田 尚 則

合衆国法律集第25編第21章—インディアン児童福祉

第1901条 (第2条) (合衆国議会の認定)

合衆国とインディアン部族及びその構成員との特別な関係並びにインディアン人民への連邦の責任を承認し、合衆国議会は以下の各号に定めることを認定する。

- (1) 合衆国憲法第1条第8節第3項は、「合衆国議会は……インディアン部族との通商を規制する権限を有する。」と規定するところ、合衆国議会は、当該規定及びその他の憲法上の権限を通してインディアン問題に対する無条件の権限を有する。
- (2) 合衆国議会は、インディアン部族を処理する法律、条約及び一般的手続を通してインディアン部族及びその資源を保護し、並びに保存する責任を負ってきた。
- (3) 児童以上にインディアン部族の継続的存在及び整合性にとって重要な資源は存在せず、及び合衆国は、受託者としてインディアン部族の構成員又は構成員の資格があるインディア児童を保護することに直接的利益を有する。
- (4) インディアン家族の驚くほどの高い割合が、非部族の公的及び私的機

1) Act of Nov. 8, 1978, Pub. L. No. 95-608, 92 Stat. 3069 (25 U.S.C. §§ 1901 et seq.).

関によるしばしば正当な理由ない彼らの児童の移動によって解体され、及び当該児童の驚くほどの高い割合が、非インディアンの里子を預かる家庭及び養子縁組家庭並びに施設に収容されている。

- (5) インディアン児童の監護手続に対する承認された管轄権を行政機関及び司法機関を通して行使する州、しばしばインディアン人民の本質的な部族との関係及びインディアンのコミュニティーと家族とに広く行きわたっている文化的並びに社会的基準を承認してこなかった。

第1902条 (第3条) (合衆国議会の政策宣言)

合衆国議会は、家族からのインディアン児童の移動及びインディアン文化の独特の価値を反映する当該児童の里子を預かる家庭又は養子縁組家庭への保護監護権の移動に関する最低限度の連邦基準を確立することによって、並びに児童と家族の支援計画の実施におけるインディアン部族への援助を提供することによって、インディアン児童の最善の利益を保護し、及びインディアン部族とその家族の安定並びに安全を保護することが、この国家の政策であることをここに宣言する。

第1903条 (第4条) (定義)

本章の目的にとって次の各号に掲げる用語の意義は、他に特別の定めがない限り、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「児童の監護手続」とは、以下に定めるものを意味し、及び含む。
- (i) 親又はインディアンの監護権者が請求に基づいて児童を復帰させることができているが、親権が終結させられていなかった場合に、インディアン児童をその親又はインディアンの監護権者から一時的な保護監護権の移動のために里子を預かる家庭又は施設又は保護者又は後見人の家庭に移動する全ての行為を意味する「里子として預けること」
 - (ii) 親子関係の終結という結果に至る全ての行為を意味する「親権の終結」
 - (iii) 親権の終結後であるが、養子縁組による保護監護権の移動前の又はその代わりにインディアン児童の里親家庭又は施設への一時的保護監護

権の移動を意味する「養子縁組前の保護監護権の移動」

- (iv) 養子縁組の終局判決という結果に至る行為を含む、養子縁組のためのインディアン児童の永続的保護監護権の移動を意味する「養子縁組による保護監護権の移動」

当該用語又は諸用語には、成人によって実行された場合に犯罪と看做される行為又は離婚手続における両親の一方への監護権の仲裁裁定に基づく保護監護権の移動は含まれない。

- (2) 「拡大家族の構成員」とは、インディアン児童が所属する部族の法又は慣習によって定義され、又は当該法又は慣習が存在しない場合には、18歳に達した者であって、及びインディアン児童の祖父母、叔母又は叔父、兄弟又は姉妹、義理の兄弟又は義理の姉妹、姪又は甥、従兄弟又はまたいところ、又は継父母をいう。
- (3) 「インディアン」とは、インディアン部族の構成員である者又はアラスカ先住民である者及び合衆国法律集第43編第1606条に規定される地域会社の構成員をいう。
- (4) 「インディアン児童」とは、18歳未満の未婚の者であって、(a) インディアン部族の構成員である者、又は (b) インディアン部族の構成員の資格がある者のいずれかで、及びインディアン部族の構成員の生物学上の児童である者をいう。
- (5) 「インディアン児童が所属する部族」とは、(a) インディアン児童が構成員であり、又は構成員たる資格があるインディアン部族、又は (b) 2つ以上の部族の構成員であり、又は2つ以上の部族の構成員たる資格があるインディアン児童の場合、インディアン児童がより重要な接触を有している部族をいう。
- (6) 「インディアンの監護権者」とは、部族の法、慣習又は州法に基づいてインディアン児童の法的監護権を有するインディアン、又はインディアン児童の親によって一時的な身体介護、監護及び監督が引き渡されたインディアンをいう。

- (7) 「インディアンの組織」とは、インディアン又はその構成員がインディアンである多数派によって所有若しくは管理される団体、協会、組合、会社又はその他の法的主体をいう。
- (8) 「インディアン部族」とは、インディアンとしての地位の故に、長官によってインディアンに提供される役務を受け取る資格があるものとして承認されたインディアンの部族、バンド、ネーション又はインディアンのその他の組織化された団体若しくはコミュニティーをいい、合衆国法律集第43編第1602条第c項に規定されるアラスカ先住民部落を含む。
- (9) 「親」とは、インディアン児童の生物学上の親、インディアン児童の両親又は部族の法若しくは慣習に基づく養子縁組を含むインディアン児童を合法的に養子縁組したインディアンをいう。親には、父性が承認されず、又は確立されていない未婚の父は含まれない。
- (10) 「保留地」とは、合衆国法律集第18編第1151条に定義されるインディアン・カントリー及び当該規定の適用を受けない土地であって、その権原がインディアン部族又は個人の利益のために合衆国によって信託保有され、又は合衆国による譲渡制限に服しているインディアン部族又は個人によって保有される土地のいずれかをいう。
- (11) 「長官」とは、内務長官をいう。
- (12) 「部族裁判所」とは、児童の監護手続に管轄権を有する裁判所であって、及びインディアン部族の法典又は慣習によって設立され、運営される裁判所であるインディアン犯罪裁判所、又は児童の監護手続に対する権限を付与された部族のその他の行政機関のいずれかをいう。

第1節 児童の監護手続

第1911条 (第101条) (児童の監護手続に対するインディアン部族の管轄権)

(a) (専属管轄権)

インディアン部族は、当該部族の保留地内に居住し、又は住所を定めるイ

ンディアン児童に関わる児童の監護手続に対する専属管轄権を、全ての州に關して、当該管轄権が現行連邦法で州に付与されている場合を除いて保有する。インディアン児童が、部族裁判所の被後見人である場合、インディアン部族は、当該児童の居所又は住所に拘わらず専属管轄権を保持する。

(b) (手続の移送；部族裁判所による辞退)

インディアン児童の所属する部族の保留地内に住所を定めず、又は居住していないインディアン児童を里子として預けること又は当該児童の親権の終結についての州裁判所の手続において、当該州裁判所は、相反する十分な理由が存在しない時は、いずれかの親の反対がない場合であって、親又はインディアンの監護権者又はインディアン児童の所属する部族のいずれかの申請に基づいて、当該手続を部族の裁判管轄権に移送しなければならない。ただし、当該移送は、当該部族の部族裁判所による辞退に従わなければならない。

(c) (州裁判所手続；訴訟参加)

インディアン児童を里子として預けること又は親権の終結についての州裁判所手続に、児童のインディアン監護権者及びインディアン児童が所属する部族は、当該手続のいかなる時点においても訴訟に参加する権利を有する。

(d) (インディアン部族の一般法，訴訟記録及び司法手続への十分な信頼と信用)

合衆国、全ての州、合衆国の全てのテリトリー又は領地及び全てのインディアン部族は、インディアン児童の監護手続に適用されるインディアン部族の一般法，訴訟記録及び司法手続へ十分な信頼と信用を当該法主体がその他の法主体の一般法，訴訟記録及び司法手続へ十分な信頼と信用を与えると同程度に与えなければならない。

第1912条 (第102条) (係争中の裁判手続)

(a) (通知；手続の開始時期；準備のための追加の期間)

州裁判所における強制手続において、当該裁判所が、インディアン児童が関わることを知っている場合又は知るべき理由がある場合、インディアン児童を里子として預けること又は当該児童の親権の終結を求める当事者は、親

又はインディアンの監護権者及びインディアン児童が所属する部族に要請された書留郵便物受領通知付きの書留郵便で、係属中の裁判手続及び訴訟参加の権利について通知しなければならない。親又はインディアンの監護権者及び部族の身元又は場所が決定され得ない場合、当該通知は、同様の方法で長官に与えられなければならない。長官は、親又はインディアンの監護権者及び部族に必要な通知を提供するために受領後15日間の期間を有する。里子として預けること又は親権の終結の手続は、親又はインディアンの監護権者及び部族又は長官による通知受領後遅くとも10日後まで執ってはならない。ただし、親又はインディアンの監護権者又は部族は、請求に基づいて当該手続の準備のため20日間の追加の期間を認められるものとする。

(b) (弁護士 の 任命)

裁判所が、貧困であると決定した全ての事件において、親又はインディアンの監護権者は、全ての移動、保護監護権の移動又は終結の手続において裁判所が任命する弁護士の援助を受ける権利を有する。裁判所は、その裁量で弁護士の任命が児童の最善の利益になるとの認定に基づいて、当該弁護士を任命することができる。州法が、当該手続における弁護士の任命に関する規定を置いていない場合、裁判所は、速やかに弁護士の任命について長官に通知しなければならない。及び長官は、裁判長の確認に基づいて本編第13条〔インディアン問題局による歳出予算の歳出〕に従って歳出配分され得る基金から正当な手数料及び経費を支払うものとする。

(c) (審査報告書又はその他の文書の調査)

インディアン児童に関わる州法に基づく里子として預けること又は当該児童の親権の終結の手続についての各々の当事者は、当該訴訟に関する判決がその基礎とする裁判所に提出された全ての審査報告書又はその他の文書を調査する権利を有する。

(d) (救済支援及び復帰計画；予防措置)

州法に基づいてインディアン児童の里子として預けること又は親権の終結の達成を求める当事者は、インディアン家族の崩壊を防ぐために立案された

救済支援及び復帰計画を提供するために積極的努力が行われたこと、及びこれらの努力が不成功に終わったことについて裁判所を説得しなければならない。

(e) (里子として預けることの命令；証拠；児童への損害の決定)

里子として預けることは、親又はインディアンの監護権者による継続的監護が児童にとって著しい精神的又は身体的損害を引き起こす可能性があるとする資格を有する専門家証人の証言を含む明白且つ説得力ある証拠によって支持される決定がない限り、当該手続において命令されることはない。

(f) (親権終結命令；証拠；児童への損害の決定)

親権の終結は、親又はインディアン監護権者の継続的監護が児童にとって著しい精神的又は身体的損害を引き起こす可能性があるとする資格を有する専門家証人の証言を含む合理的疑いの余地のない証拠によって支持される決定がない限り、当該手続において命令されることはない。

第1913条 (第103条) (親権；自発的終結)

(a) (同意；訴訟記録；証明事項；無効な同意)

親又はインディアンの監護者が、里子として預けること又は親権の終結に自発的に同意した場合、当該同意は、書面で執行され、及び管轄権を有する裁判所の裁判官の面前で記録され、並びに同意の条件と結果が十分に詳細にわたって説明され、及び親又はインディアンの監護権者によって十分に理解されているとする裁判長の証明書が伴わない限り有効とされない。裁判所はまた、親又はインディアンの監護権者のいずれかが英語による説明を十分に理解したこと、又は当該説明が親若しくはインディアンの監護権者が理解する言語に通訳されたことを証明しなければならない。インディアン児童の出生前に又は出生後10日以内に行われた同意は、有効と看做されない。

(b) (里子として預けること；同意の撤回)

親又はインディアンの監護権者は、州法に基づく里子に預けることを何時でも撤回することができ、及び児童は当該撤回によって、親又はインディアンの監護権者に復帰させられなければならない。

(c) (親権又は養子縁組による保護監護権の移動の自発的終結；同意の撤回；監護権の復帰)

インディアン児童の親権の終結又は養子縁組による保護監護権の移動の自発的手続において、親の同意は、親権の終結又は養子縁組の終局判決に至る以前、具体的な場合に応じて何らかの理由により何時でも撤回されることができ、及び児童は、親に復帰させられなければならない。

(d) (間接的攻撃；判決の取消し及び監護権の復帰；制限)

州裁判所におけるインディアン児童の養子縁組の終局判決登録の後、親は、養子縁組への同意が詐欺又は脅迫によって得られたことを理由に撤回し、及び裁判所に当該判決を取り消すよう申し立てることができる。裁判所は、当該同意が詐欺又は脅迫によって得られたとする認定に基づいて、当該判決を取り消し、児童を親に復帰させなければならない。少なくとも2年の間有効であった養子縁組は、その他の点で州法に基づいて認められない限り、本項の規定に基づいて無効とされない。

第1914条 (第104条) (侵害の立証に基づく訴訟を無効とする管轄権を有する裁判所への申立て)

州法に基づいて里子として預けること又は児童の親権の終結のための訴訟の主体である全てのインディアン児童、当該児童の監護権が移動させられた親又はインディアンの監護権者及びインディアン児童が所属する部族は、当該訴訟が本編第1911条、第1912条及び第1913条に違反するとの立証に基づいて、当該訴訟を無効とする訴えを管轄権を有する裁判所に提起することができる。

第1915条 (第105条) (インディアン児童の保護監護権の移動)

(a) (養子縁組による保護監護権の移動；優先権)

州法に基づくいかなるインディアン児童の養子縁組による保護監護権の移動においても、相反する十分な理由が存在しない場合、監護権の移動に関して優先権が、(1) 児童の拡大家族の構成員、(2) インディアン児童が所属する部族のその他の構成員、又は(3) その他のインディアン家族に与えられる。

(b) (里子として預けること又は養子縁組前の保護監護権の移動；判断基準；優先権)

里子として預けること又は養子縁組前の保護監護権の移動の運びとなった全ての児童は、最大限に家族に近接し、及び可能であれば児童の特別の要求を満たす最も制限的でない環境に置かれなければならない。児童はまた、児童にとっての特別の要求を考慮に入れて彼又は彼女の家に適正に近接した場所に移動されなければならない。養子縁組前の保護監護権の移動において、相反する十分な理由が存在しない場合、以下の規定に従って、監護権の移動に関して優先権が与えられる。

- (i) インディアン児童の拡大家族の構成員。
- (ii) インディアン児童が所属する部族によって許可され、承認され、又は特定された里子を預かる家庭。
- (iii) 公認の非インディアンの許可機関によって許可され、又は承認されたインディアンの里子を預かる家庭。
- (iv) インディアン部族によって承認され、又はインディアン児童の要求を満たす計画を有するインディアンの機関によって運営される施設。

(c) (優先権についての異なった決定に関する部族の決議；考慮されるべき人的優先権；優先権の適用における匿名性)

本条第 a 項又は第 b 項に基づく保護監護権の移動の場合において、インディアン児童が所属する部族が、決議によって優先権についての異なった規則を定めた場合、保護監護権の移動に影響を与える機関又は裁判所は、保護監護権の移動が本条第 b 項に規定される児童の特別の要求にとって最も制限的でない環境である限り、当該規則に従わなければならない。適切である場合、インディアン児童又は親の優先権が考慮されなければならない。ただし、同意する親が、匿名性の要求を明示した場合、裁判所又は機関は、優先権を適用するに際して当該要求に重きを置かななければならない。

(d) (適用されるべき社会的及び文化的基準)

本条の優先権の要求に適合して適用されるべき基準は、親又は拡大家族が居住し、又は親又は拡大家族の構成員が社会的及び文化的きずなを維持して

いるインディアン・コミュニティの支配的な社会的及び文化的基準でなければならぬ。

(e) (保護監護権の移動記録；可用性)

インディアン児童の各々の保護監護権の移動記録は、州法の下で本条に特記された優先権に関する規則に従った努力を証明するために、保護監護権の移動が行われる州によって保存されなければならない。当該記録は、長官又はインディアン児童が所属する部族の要請に基づいていかなる時でも利用可能にされなければならない。

第1916条 (第106条) (監護権の復帰)

(a) (申立て；児童の最善の利益)

異なるいかなる州法の規定にも拘わらず、インディアン児童の養子縁組の終局判決が取り消され、若しくは無効とされており、又は養親が自発的に児童に対する親権の終結に同意した場合は、生物学上の親又は以前のインディアンの監護権者は、監護権の復帰を申し立てることができ、裁判所は、本編第1912条の規定に従った手続において、当該監護権の復帰が児童の最善の利益にならないとする立証がない限り、当該申請を認めなければならない。

(b) (里子の養育家庭からの移動；保護監護権の移動手続)

インディアン児童が、里子の養育、養子縁組前の又は養子縁組による保護監護権の移動を促進する目的で里子の養育家庭又は施設から移動される場合、インディアン児童が当初移動された監護権から親又はインディアンの監護権者に復帰させられる場合を除いて、当該保護監護権の移動は本章の規定に従うものとする。

第1917条 (第107条) (部族への加入情報及び部族関係からの権利保護に関するその他の情報；養子縁組による保護監護権の移動の主体の申請；裁判所による開示)

18歳に達し、及び養子縁組による保護監護権の移動の主体である個々人のインディアンの申請に基づいて、終局判決を下す裁判所は、当該個々人に部族への加入に関する情報、可能であれば生物学上の両親に関する情報を通知し、及び個々人の部族関係から生ずる権利を保護するために必要とされ得る

その他の情報を提供しなければならない。

第1918条（第108条）（児童の監護権手続に対する管轄権の再引受け）

(a)（申立書；適切な計画；長官による承認）

1968年4月11日法第4編（82 Stat. 73, 78）によって修正された1953年8月15日法（67 Stat. 588）〔一般法律第280号〕の規定に従って、又はその他の連邦法の規定に従って、州の管轄権に服すこととなったインディアン部族は、児童の監護権手続に対する管轄権を再引受けすることができる。インディアン部族が児童の監護権手続に対する管轄権を再引受けすることができる以前に、当該部族は、当該管轄権を行使するために適切な計画を含む当該管轄権を再引受けするための申立書を承認のために長官に提出しなければならない。

(b)（長官による考慮に適用されるべき判断基準；部分的返還）

- (1) 第 a 項に基づく部族の計画の申立書及び実行可能性を考慮するに際して、長官は、他の事項に加えて、以下に定める事項を考慮することができる。
 - (i) 部族が、部族による管轄権の再引受けによって影響を受ける者を明確に確認する構成員名簿又は代替案を保持しているか否か。
 - (ii) 部族による管轄権の返還及び再引受けによって影響を受ける保留地又は以前の保留地の領域の規模。
 - (iii) 部族の人口基盤又は同種のコミュニティー若しくは地理的領域の人口分布。
 - (iv) 単一の保留地又は地理的領域を複数部族が占有する場合の計画の実行可能性。
- (2) 長官が、本編第1911条第 a 項の管轄権規定が実行可能であると決定した場合、長官は、部族が本編第1911条第 b 項に規定された付託管轄権を行使することができる部分的返還を受け容れる権限を付与され、又は適切と判断される場合には、影響を受ける領域の保留地の地位を考慮することなく限定的コミュニティー又は地理的領域に対する本編第1911条第 a 項に規定された専属管轄権を部族に認めるものとする。

(c) (申立書の承認；フェデラル・レジスタへの公表；通知：再引受けの期間；不承認理由の訂正)

長官が、第 a 項に基づく申立書を承認した場合、長官は、当該承認の通知書をフェデラル・レジスタに公表し、及び承認によって影響を受ける州又は諸州に正式に通告しなければならない。関係するインディアン部族は、承認の通知書がフェデラル・レジスタに公表された60日後に管轄権を再引受けしたもとする。長官が、第 a 項に基づく申立書を承認しなかった場合、長官は、長官が否認理由として確認した不備を部族が訂正するのに必要とされる専門的援助を提供しなければならない。

(d) (影響を受けない係争中の訴訟又は裁判手続)

本条に基づく管轄権の引受けは、本編第1919条に基づく合意に従って規定され得る場合を除いて、裁判所が既に管轄権を引き受けてきている訴訟又は訴訟手続に影響を与えないものとする。

第1919条 (第109条) (州とインディアン部族との間の合意)

(a) (主題範囲)

州及びインディアン部族は、個々の場合の管轄権の規則的な方法での管轄権の移送を定める合意及び州とインディアン部族との間の競合管轄権を定める合意を含む、相互にインディアン児童の保護と監護権及び児童の監護権手続に対する管轄権に関する合意を結ぶ権限を付与される。

(b) (取消し；通知；影響されない訴訟又は訴訟手続)

合意は、いずれかの当事者によって他方当事者への書面による180日間の期間をもつての通知で撤回することができる。当該撤回は、合意が他の定めを置いていない限り、裁判所が既に管轄権を引き受けた訴訟又は訴訟手続に影響を及ぼすものではない。

第1920条 (第110条) (監護権からの児童の不適切な移動；管轄権の辞退；児童の即時復帰；危険例外)

州裁判所へのインディアン児童の監護権手続の申立人が、親若しくはインディアンの監護権者から不当に児童を移動していた場合、又は訪問後若しくは

は監護権の一時的放棄後に不当に監護権を実行していた場合、裁判所は、当該申立てに関する管轄権を辞退し、及び親又は監護権者へ児童を復帰させることが児童にとって実質的且つ即時の危険若しくは当該危険の脅威にならない限り、当該児童を彼の親又は監護権者に即時に復帰させなければならない。

第1921条（第111条）（インディアン児童の親権又はインディアン監護権者の権利を保護するために適用される高次の州又は連邦の基準）

州法又は連邦法に基づく児童の監護権手続に適用される州又は連邦の基準が、本節に規定された権利よりもインディアン児童の親権又はインディアン監護権者の権利の保護に関して高次の基準を規定している場合、州裁判所又は連邦裁判所は、州又は連邦の基準を適用しなければならない。

第1922条（第112条）（児童の緊急移動又は保護監護権の移動；終結；適切な訴訟）

本節のいかなる規定も、インディアン児童への差し迫った身体的損害又は危害を防止するために、適用州法に基づいて当該児童の親又はインディアンの監護権者又は当該児童の緊急の保護監護権の移動から、保留地に居住し又は住所を定めているものの保留地の外に一時的に居住している当該児童の里親家族又は施設への緊急移動を妨げるよう解釈されてはならない。州の機関、官吏又は関連行政機関は、緊急移動又は保護監護権の移動が当該児童への差し迫った身体的損害又は危害を防止するためにはや不必要となった場合、当該緊急移動又は保護監護権の移動を即時に終結しなければならない。本節の規定に従って児童の監護手続を即時に開始し、当該児童を適切なインディアン部族の管轄権に移送し、又は適切な場合に当該児童を親又はインディアンの監護権者に復帰させなければならない。

第1923条（第113条）（効力発効日）

本節のいかなる規定も、本編第1911条第 a 項、第1918条及び第1919条を除いて、1978年11月8日以後180日以前に開始され、又は完了された里子として預けること、親権の終結、養子縁組前の保護監護権の移動又は養子縁組による保護監護権の移動のための州法に基づく訴訟手続に影響を与えるもので

はない。ただし、同一事項に関してのその後の訴訟手続又は同一の児童の監護権若しくは保護監護権の移動に影響を与える手続に適用されるものとする。

第2節 インディアン児童及び家族計画

第1931条 (第201条) (保留地上の又は保留地に近接する計画への補助金及び児童福祉法典)

(a) (目的の声明；計画の範囲)

長官は、インディアンの部族及び組織に保留地上の又は保留地に近接する場所でのインディアンの児童及び家族へのサービス計画の策定及び事業並びに児童福祉法典の作成及び実現に関して補助金を与える権限を付与される。全てのインディアンの児童及び家族へのサービス計画の目的は、インディアン家族の崩壊を妨げ、及び特にインディアン児童の親又はインディアン監護権者の監護権からの当該児童の永続的移動が最後の手段であることを保障するものでなければならない。当該児童及び家族へのサービス計画は、以下の各号に規定されるものを含み、これに限定されない。

- (1) インディアンの里子を預かる家庭及び養子縁組家庭を許可し、又は別な方法で規制する制度。
- (2) インディアンの家族のカウンセリング及び治療並びにインディアン児童の一時的保護のための施設の計画及び維持。
- (3) 専業主婦及び家庭内カウンセラー、デイケア、アフタスクールケアを含む家族援助、雇用、リクリエーション活動及びレスパイトケア。
- (4) 家庭改善計画。
- (5) 家庭内関係及び児童福祉事項の処理について部族裁判所を補助する専門職員及び他の訓練された人材の雇用。
- (6) 児童及び家族への援助並びにサービス計画に関連する技能に関して部族裁判所の裁判官及び職員を含むインディアンの教育並びに訓練。
- (7) インディアンの養子が、扶養及び医療のための支援の適切な州基準を

勘案して里子としての資格を有するそれに匹敵する援助を提供され得る補助金計画。

- (8) 部族、州又は連邦の児童の監護手続に関わるインディアンの家族への指導、法定代理及び助言。
- (b) (社会保障又は他の連邦財政援助のための非連邦の同額の補助金；影響されない当該計画への援助；州による連邦によって援助される計画に基づく援助のための有資格性についての許可又は承認)

本条に従って長官による使用のために充当される基金は、社会保障法〔合衆国法律集第42編第620条以下、第1397条以下〕第IV-B編及び第XX編に基づいて、又は当該基金が本章の下で歳出配分することが権限付けられた目的に貢献する連邦財政援助計画に基づいて提供される基金に関連して、非連邦の同額の分担金として利用され得る。本章に基づく援助の提供又は実現可能性は、社会保障法第IV-B編及び第XX編又は他の連邦によって援助される計画に基づいて別の方法で承認される援助の否認又は削減の理由とはならない。連邦によって承認される計画の有資格性の目的にとって、インディアン部族による里子を預かる家庭、養子縁組家庭又は施設の許可若しくは承認は、州による許可若しくは承認に相当するもの看做される。

第1932条 (第202条) (追加のサービスのための保留地外計画への補助金)

長官はまた、以下の各号に規定されるものを含み、これに限定されない保留地外のインディアンの児童及び家族のサービス計画を策定し、及び管理することを承認する権限を付与される。

- (1) インディアンの養子が、維持及び医療のための支援の適切な州基準を勘案して里子として資格を有するそれに匹敵する援助を提供され得る補助金計画を含む、インディアンの里子を預かる家庭及び養子縁組家庭を規制、維持及び支援するための制度。
- (2) インディアン家族及びインディアンの里子と養子のカウンセリング及び治療のための施設並びにサービスの営業及び維持。
- (3) 専業主婦及び家庭内カウンセラー、デイケア、アフタスクールケアを

含む家族援助、雇用、リクリエーション活動及びレスパイトケア。

- (4) 児童の監護手続に関係するインディアン²⁾の家族への指導、法定代理及び助言。

第1933条 (第203条) (保留地内及び保留地外の計画の基金)²⁾

- (a) (保健・社会福祉省の類似の計画のために充当される基金；支払いの促進における充当)

保留地内と保留地外の両者でのインディアンの児童及び家族のサービス計画の策定、事業及び基金について、長官は、保健・社会福祉省長官と合意を結ぶことができ、及び保健・社会福祉省長官は、ここに保健・社会福祉省の類似の計画に充当される基金を当該目的に使用する権限を付与される。ただし、当該合意に従って支払いを行う当該権限は、あらかじめ歳出配分法によって規定された範囲及び総額でのみ有効である。

- (b) (本編第13条に基づく歳出配分の権限付与)

本章の目的のための基金は、本編第13条〔インディアン問題局による歳出配分の歳出〕の規定に従って充当され得る。

第1934条 (第204条) (一定の目的のために定義される「インディアン」)

本編第1932条及び第1933条の目的にとって、「インディアン」とは、本編第1603条第c項〔第1603条第13号³⁾〕において定義される人を含む。

第3節 記録の保存、情報の利用及び予定表

第1951条 (第301条) (長官にとって利用可能な情報及び長官による開示)

- (a) (終局判決又は命令の写し；他の情報；匿名の宣誓供述書；情報自由法からの免除)

1978年11月8日以降、インディアン児童の養子縁組による保護監護権の移動について終局判決又は命令を下す州裁判所は、当該終局判決又は命令の写

2) Act of Nov. 8, 1978, Pub. L. No. 95-608, title II, § 203, 92 Stat. 3076; Act of Oct. 17, 1979, Pub. L. No. 96-88, title V, § 509 (b), 93 Stat. 695.

3) 2010年3月23日の改正で第1603条第13号に改められた。Act of Mar. 23, 2010, 124 Stat. 935.

しを、以下の各号に定める事項を立証するために必要とされ得る他の情報と共に長官に提出しなければならない。

- (1) 児童の氏名及び部族の所属
- (2) 生物学上の両親の氏名及び住所
- (3) 養親の氏名及び住所
- (4) 当該養子縁組による保護監護権の移動に関連する綴り又は情報を保有する機関の身元

裁判所記録が、身元が秘密とされる生物学上の親又は両親の宣誓供述書を含む場合、裁判所は他の情報と共に当該宣誓供述書を含めなければならない。長官は、当該情報の秘密性を保持することを確保しなければならない。当該情報は修正情報自由法（合衆国法律集第5編第552条）の適用を受けないものとする。

- (b) (インディアン児童が所属する部族への登録又は構成員の権利若しくは利益の決定のための情報開示；登録資格の証明)

18歳以上の養子縁組されたインディアン児童、インディアン児童の養親若しくは里親又はインディアン部族の請求に基づいて、長官は、当該児童が登録資格のある部族に当該児童を登録するために必要とされる情報又は当該構成員資格と関連する権利若しくは利益を決定するために必要とされる情報を開示しなければならない。当該児童に関する書類が匿名を要求する生物学上の親若しくは両親の宣誓供述書を含んでいる場合、長官は、インディアン児童が所属する部族に対して、情報が正当である場合には児童の血統及び他の誕生の状況が当該部族によって確立された判断基準の下で当該児童に登録資格を与えるものであることを証明しなければならない。

第1952条（第302条）（法規）

1987年11月8日以後180日以内に、長官は、本章の規定を執行するために必要とされる法規を公布しなければならない。

第4節 雑則

第1961条（第401条）（地方的に便利な通学学校）

(a)（合衆国議会の認識）

地方的に便利な通学学校の不在がインディアン家族の崩壊に寄与する可能性があるとするのが、合衆国議会の意見である。

(b)（合衆国議会への報告書；内容等⁴⁾）

長官は、保健・社会福祉省内の適切な機関との協議の上、インディアン児童にその家庭に近接する学校を提供することの実現可能性に関する報告書を準備し、当該報告書を合衆国上院インディアン問題選抜委員会及び合衆国下院内務・島嶼問題委員会に、1987年11月8日以後2年以内に付託する権限を付与され、及び指図される。この報告書作成に当って長官は、初等級の児童のための教育施設の提供について特別の配慮を払わなければならない。

第1962条（第402条）（削除）

〔内務長官は、1978年11月8日以後60日以内に本章の写しを委員会議事録及び本章の規定の説明と共に、各々の州の知事、最上級審裁判所裁判長及び司法長官に送付するものとする。〕

第1963条（第403条）（可分性）

本章のいずれかの規定又はその適用が無効とされた場合、本章のその他の規定は、それによって影響されるものではない。

※ 藤田尚則先生の本論稿は、ご家族がご遺稿を発見され、ご家族のご希望で掲載したものです。

4) Act of Nov. 8, 1978, Pub. L. No. 95-608, title IV, § 401, 92 Stat. 3078; Act of Oct. 17, 1979, Pub. L. 96-88, title V, § 509 (b), 93 Stat. 695.